

パラスポーツ指導者等養成講習会受講補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 SAGAアスリート育成強化推進本部長(以下「本部長」という。)は、障がいのある方のスポーツ活動をさらに推進するため、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認の初級、中級又は上級パラスポーツ指導員及び公認パラスポーツトレーナー資格取得のための講習会(以下「講習会」という。)を受講する者(以下「受講者」という。)が、講習会を受講するために必要な経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その実施については、この要綱に定めるところによる。それ以外のことについては、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。)を準用する。

(交付の対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の限度額については、毎年度、予算の範囲内において、別に定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、講習会受講の1週間前までとし、その提出部数は1部とする。

3 補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要する標準的な期間は、7日とする。

(補助金交付の条件)

第4条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) この要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、本部長の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りでない。

ア 補助金の額の増減を伴わない変更

イ 補助事業の目的及び計画の実施に影響を及ぼさない補助事業の内容の変更

(3) 講習会の受講を中止する場合は、本部長の承認を受けること。

(4) 講習会の受講が予定の期間に完了しない場合又は受講が困難となった場合は、速やかに本部長に報告してその指示を受けること。

(5) 講習会受講料等受講にかかった経費の領収書を受講完了後5年間保管すること。

2 前項第2号の規定により、本部長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告及び調査)

第5条 本部長は、必要に応じて受講者から講習会の受講の状況について報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第6条 実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、講習会の受講完了後1か月以内又は交付決定のあった年度の3月末日のいずれか早い日までとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、本部長が必要と認めた場合は、概算払で交付することができるものとする。

2 補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

(交付決定の取り消し等)

- 第8条 本部長は、受講者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 本部長は、受講者が次の各号に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- 3 前2項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成29年10月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

対象経費	講習会を受講する県内在住者若しくは県外在住者で県内勤務者又は県内の大学等の在籍者が受講する公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員及び公認パラスポーツトレーナーの資格取得等に要する経費。
対象科目	補助要件
ア 受講料	養成講習会受講料
イ 旅費	県外で開催される公認パラスポーツ指導員（中級又は上級）及び公認パラスポーツトレーナーの養成講習会、研修会の受講にかかる旅費（往復に係る一般交通費及び宿泊費の実費相当額とする。ただし、佐賀県の旅費規定により算出した経路及び交通費の額を限度とする。）
補助率等	各経費の1/2以内（ただし、予算の範囲内において交付する。）
補助事業実施期間	各年度4月1日から3月31日まで